

# 生活道路除排雪

北郷親栄町内会新聞

第152号  
2021年1月  
北郷親栄町内  
会連絡協議会  
発行人  
鈴木勝博  
編集人  
綿谷 隆  
白石区北郷  
3条3丁目8-1  
電話872-2447



親栄町内会では今年も区域内全ての生活道路で除排雪を実施します。期間中は大型重機やダンプなどが作業を行います。安全確保のためガードマンや町内会役員の指示に従って下さい。ご協力お願い致します。

## 除排雪期間中のお願い

① 路上駐車は作業の妨げになり、最悪の場合作業を中止します。違法駐車は警察に通報します。



② 雪の下に構造物(塀や置物、また自転車など)がある場合はポールを立てるなど目印をつけてください。

③ 期間中はごみ収集時間が早くなります。ごみは**午前8時まで**に出して下さい。



ごみは8時までに

除排雪作業には町内会費が使われています。町内会未加入の方は加入をお願いします



自宅敷地内の雪を道路に出さないで!!

いかなる理由であっても敷地内から出された雪は除排雪をしません！出した雪は自分で片付けてもらいます

道路に雪を出すなど、交通の妨げになる行為は法律で禁止されています。(道路交通法施行令細則第19条) また、事故や作業の遅れにもつながるので絶対にやめてください。

■北郷親栄町内会連絡協議会  
ホームページ  
<http://kitagoshinei.jp>

除排雪の日程や進捗などをスマホやパソコンで確認できます。また町内会活動や回覧坂、町内会新聞のバックナンバーなども閲覧することができます。



札幌市の規準に基づいて作業を行います。路面の状況や積雪量などでこの通りにできない場合もあるのでご了承ください。(8m未満の道路は機械で作業ができる範囲) 気がついたことがあれば現場の「町内会役員」にお知らせ下さい。

## 除排雪範囲の目安について

